

持続可能な西表島のための来訪者管理基本計画

令和 2 年 1 月

西表島部会

目次

1 .	来訪者管理基本計画とは	1
1 . 1	来訪者管理の必要性	1
1 . 2	ヒアリング及び作業部会で得られた意見の概要	1
1 . 3	課題	4
2 .	計画の基本的事項	5
2 . 1	目標	5
2 . 2	基本的考え方	5
2 . 3	計画の進捗管理及び見直し	6
3 .	来訪者管理の指標と基準値の設定	7
4 .	来訪者管理の基本方針	11
5 .	主な取組	12

1. 来訪者管理基本計画とは

1.1 来訪者管理の必要性

西表島においては、観光業が盛んに行われる一方で、観光に伴う自然環境や住民生活への影響も生じている。平成29年に実施された世界自然遺産登録に関する住民アンケートでは、利用者の増加等に起因する自然環境への影響、インフラの不足、生活への影響などを懸念・心配する意見がある。

また、西表島を含む世界自然遺産候補地に対するIUCNの評価報告書においても、収容力に応じて適切な訪問者管理メカニズムを設けるべきことなどが指摘されている。これを踏まえて、改定された包括的管理計画の基本方針では、適切な観光管理の実現に向けて4地域それぞれの観光管理計画を策定することが示され、推薦地、緩衝地帯、周辺管理地域の各地域区分ごとの観光利用の受け入れ方針として下図のような概念が設定された。

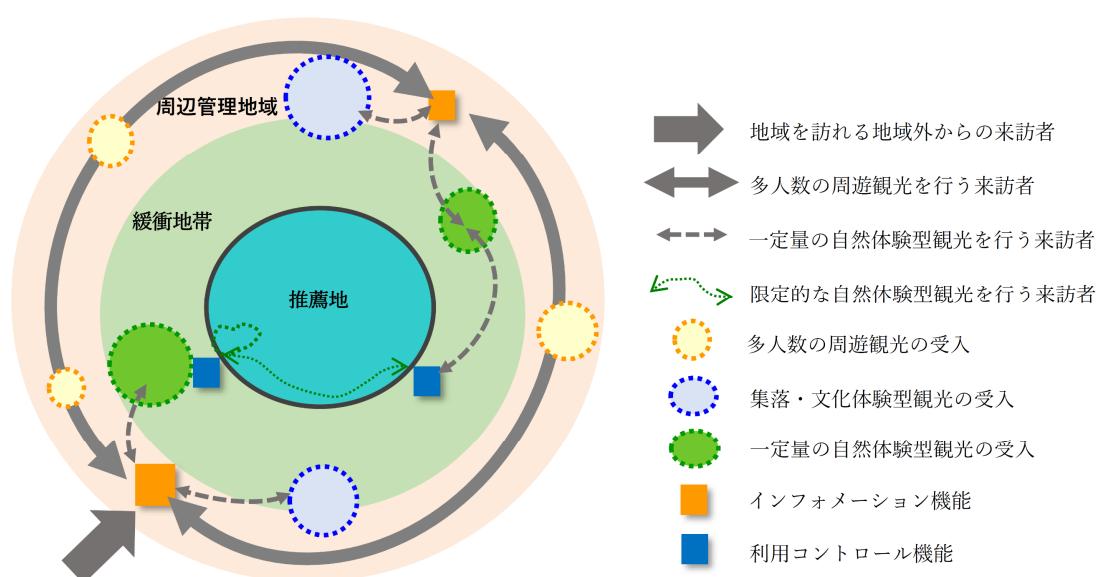


図 地域区分ごとの観光利用の方針【概念図】

1.2 ヒアリング及び作業部会で得られた意見の概要

西表島における持続可能な観光に係るヒアリング結果と本計画の検討過程で実施された「西表島における持続的観光マスタートップラン策定作業部会」で得られた意見の概要を以下に示す。

<地元住民代表>

- ・持続的にするために観光客を減らさない。
- ・観光客の増加によってゴミの問題、トイレや下水の問題が生じている。
- ・集落の中を水着で歩いたり神聖な場所に立ち入ったりするマナーの悪い観光客がいる。
- ・観光客が多くて定期船が混雑し、生活に支障をきたすことがある。

- ・観光客が怪我をした際の消防団の出動が負担となっている。
- ・観光の推進よりも生活基盤や受け入れ体制の整備が必要。
- ・伝統文化や自然を守るための体制や西表島の特別なルールが必要。
- ・道路の草刈りができておらず、イリオモテヤマネコが轢かれている。
- ・入島税を導入して観光客を抑制し、収入を山の整備や県道の草刈りに使えると良い。
- ・自然を使って観光事業者のみが利益を得ており、住民は不利益を被っている。
- ・港に市場を作るなど、観光によって地域に恩恵が入る仕組みがあると良い。

<有識者>

- ・収容力の人数を決めるこにはあまり意味がない。数字を出すとしてもあくまでもモニタリングを行って管理していくための目安である。
- ・収容力の数字を決めるよりも、西表島の価値に対する影響・問題を整理して、それが起きないように管理することが重要である。
- ・船や宿泊など物理的な面、混雑度など心理的な面から収容力の数字を出すことはできるが、生態系への影響から収容力を出すのは難しい。
- ・具体的な問題・影響について、フィールドごとにどの程度の人数でどのくらいの問題・影響が出るか考えていくことはできる。
- ・入域料の徴収の目的には、環境整備等の資金確保と、料金の設定により入域人数を抑制することの2つがある。西表島では、後者の目的では非常に高額となるため難しい。
- ・一般的に利用人数の抑制や分散を期待するなら、入域料だけでなく、交通手段・宿泊施設の容量などの物理的な人数規制を組み合わせるのが効果的である。
- ・入域料を導入する場合には、島の入り口で強制徴収することが望ましい。
- ・入域料の使途として、制度の運用管理、住民のインフラ整備、自然環境保全等が挙げられる。
- ・西表島の観光客アンケートでは、入域料を自然保護に使ってほしいという意見が多い。
- ・入域料については住民の意見を聞きながら検討を進めるべきである。

<観光・交通関連団体>

- ・入域者数は、観光形態(周遊型、体験型、日帰り、宿泊)や季節により状況が異なる。
- ・周遊型観光は減少傾向にあり、人数制限はフィールドごとに行ったほうが良い。
- ・離島ターミナルなどの交通拠点において多言語でルールを周知できると良い。
- ・石垣島拠点のパック旅行が多いが、西表島から主導的に観光メニューを提案すべき。
- ・地元にお金を落とすために、交通、宿、飲食など総合的な取組による宿泊推進が必要。
- ・入域料については、誰からどこでいくら取り、何に使用するのか検討が必要。
- ・トイレなどの施設整備が必要であり、その際には維持管理体制を併せて検討すべき。

<地元関係団体>

- ・収容力の数値を出すのならば根拠を整理すべき。水やゴミなどの負荷の観点から、観光形態(周遊型、体験型、日帰り、宿泊)や季節による違いも考慮して設定すべき。
- ・滞在型観光では地元にお金が落ちるのはよいが、宿泊により環境負荷は増える。

- ・入域料は入島者から船で強制的に徴収し、住民は除外すべき。
- ・入域料の使途として、海岸清掃と草刈りとトイレの管理は優先順位が高い。
- ・なにもないのは西表島の良さでもあり、本島と同じような整備は不要。
- ・軽トラ市の開催や地元農産物を活用した商品開発が地域への波及に有効ではないか。

<行政機関>

- ・収容力の数値を出すのならば根拠を整理すべき。観光形態（周遊型、体験型、日帰り、宿泊）の違い等も考慮して慎重に検討すべき。
- ・西表島の自然環境やその保全のためのルールを伝えられる施設があるとよい。
- ・利用者負担は観光事業者から取る方法と訪れる方から直接取る方法が考えられる。
- ・ブランド化や認証により世界遺産の保全と地域産業振興を両立できるとよい。

<作業部会>

- ・宿泊容量や飲食店は現状でも不足しているが、地元は人材不足や高齢化のため需要に応じてこれらの受入施設を新たに設置等することができない。
- ・行政が施設整備を行う場合には、事前に現場の状況や問題点をしっかり把握したうえで、問題解決につながる有効な整備内容を検討する必要がある。
- ・環境保全のための入域料に関しては来訪者の理解は得られると思うが、簡潔な徴取方法、使途の明確化、不平等感の排除等に関して十分な検討が必要である。
- ・観光事業による地域社会への貢献の実態については、島民に正確な情報を伝えて理解を得ていく必要がある。
- ・来訪者による迷惑行動の抑制には、島の文化や生活、しきたり等に関する情報提供やルールの周知が必要である。
- ・イリオモテヤマネコに関しては、観察ツアーの規制、新たな交通事故対策の検討、来訪者に存在をアピールする手段（見せ方）の検討などを進める必要がある。

1.3 課題

西表島における観光を取り巻く状況には、以下のような課題が懸念されている。

【環境】

- ・来訪者数に応じたインフラの整備・管理への対応は財政的に厳しく、一時的に増加する環境負荷に十分に対応できていない。
- ・来訪者の観光形態の変化や道路整備により車の通行量やスピードが増加し、イリオモテヤマネコ等の希少な動物のロードキルの影響が懸念されている。
- ・来訪者による森林内への立入りや違法な植物の採取等の増加により、希少な生物の生息・生育環境への影響や個体数の減少等が懸念されている。
- ・自然体験型の観光事業を行うガイド事業者が急激に増加しており、利用者の安全確保や自然環境への配慮等の認識が低い者もみられる。また、ガイド事業者を統括する組織がなく、情報共有や連携が不足している。
- ・自然体験型の観光フィールドの利用者数が増加している。一部のフィールドですでに過剰利用状態にあるという意見や、自然環境の劣化や利用者の快適性の低下が起きているという意見がある。また、利用フィールドが無秩序に拡散、拡大している。

【住民生活】

- ・西表島の希少な生物や豊かな自然環境とその自然を守りながら共に生きる知恵や文化が西表島の観光資源となって多くの来訪者を惹きつけてきたが、一方で観光によってその価値が損なわれることが懸念されている。
- ・観光のピーク期に定期船が満席となり、島民の定期船利用に支障をきたす状況が発生している。
- ・来訪者による集落内の水着での歩行、個人の敷地や神聖な場所への立入、集落通過時の車の減速不足などにより、島民が不快な思いや危険を感じている。
- ・観光による地域経済への波及効果が感じられないなど、地域社会への貢献が十分發揮されていないという意見がある。

【経済】

- ・過去最高の入域者数を記録した平成19年には、島内の観光事業者の受入体制やトイレ等の観光インフラの容量を大幅に超える来訪者が訪れたことにより、西表島の自然環境、島民生活への悪影響だけでなく、来訪者の快適性や満足度の低下を招いた経験を有する。
- ・西表島における観光は、送り手である島外の観光事業者やエージェントの要求に応じて無制限に来訪者を受入れてきた経緯がある。
- ・西表島への入域者数は、最近の10年間は比較的短いスパンで増減を繰り返しており、その変動幅も大きく、外部条件に左右されやすい傾向がみられる。
- ・宿泊容量や飲食店は現状でも不足しているが、地元は人材不足や高齢化のため需要に応じてこれらの受入施設を新たに設置等することができない。

2. 計画の基本的事項

2.1 目標

西表島における来訪者管理は、以下を目標として掲げる。

**観光による環境・住民生活への影響を抑制するとともに、
観光による地域社会への波及効果をさらに広げ
誇りある島の自然と暮らしを将来にわたって守り受け継ぐ。**

2.2 基本的考え方

西表島においては、過去最大の入域観光客数を記録した時期に、観光によって島民生活や自然環境に様々な影響を及ぼした経験を有している。一方、外部要因により入域観光客数が比較的短いスパンで変動する傾向があることから、世界自然遺産登録によって入域観光客数が大幅に増加する可能性がある。

以上のような経験を踏まえて、西表島においては世界自然遺産登録を見据えて、入域観光客数の急激な増加を抑え、環境・社会両面に生じる影響を最小限に抑えることとし、以下に示す4つの観点から指標と基準値を設定し、環境や社会への影響をモニタリングしながら、必要に応じて順応的に対策を講じる。

<観点：年間入域観光客数を指標とした受入容量の管理>

西表島においては、今後の世界自然遺産登録等の動きに伴い、入域観光客数が急激に増加して環境・社会の両面に影響が生じることが懸念される。

したがって、急激な観光客の増加による環境・社会への影響を最小限に抑えるため、過去の入域観光客の増減傾向を踏まえた年間入域観光客数の総量の基準値を設定する。総量の基準値を超えた場合には、1日あたりの入域観光客数の基準値を見直すとともに、取組を強化する等の対策を速やかに講じることとする。

<観点：1日あたりの入域観光客数を指標としたピーク時の受入容量の管理>

西表島においては、現状においても夏季やゴールデンウィークなどのハイシーズンには、地区によって上水道が供給能力の限界に達する状態が発生しており、一時的ではあるが観光による住民生活への影響が出ている。

したがって、ピーク時における住民生活への影響を回避するため、上水道の供給容量を指標とした観光客数の1日あたりの受入容量の基準値を定め、これを超えないように効果的な観光客の誘導の仕組みを導入し、ピーク時の入域観光客数を抑えて観光客の来訪時期の分散と平準化を図る。

<観点：宿泊率・平均宿泊数を指標とした観光形態の管理>

西表島において観光による環境や住民生活への影響を抑制しつつ、地域社会への波及効果を高めていくためには、現在の日帰り型観光を主体とする内容から、西表島に宿泊してじっくり時間をかけて島の自然や文化を学び体感する滞在型観光を主体とする内容へ適切な管理の下で移行させる必要がある。

したがって、西表島における観光形態を観光客の数より質を重視したものに転換していくため、西表島の入域観光客の宿泊率及び平均宿泊数を指標として、直近の数値との比較により観光形態の変化を把握し、観光によって生まれる収益や雇用が地域の社会経済や環境保全を支えていく仕組みを構築する。

<観点：住民生活への影響と効用を計る新たな指標設定による観光管理>

西表島においては、観光客の増加や利用形態の変化によって、道路交通量や車両スピードの増加、遭難や事故の発生、定期船や駐車場の混雑等による日常生活への影響が懸念されている。

一方、観光は島の主要産業であり、観光によって生まれる雇用や収益が西表島の社会経済を支えているという現状もある。したがって、西表島においては、観光による住民生活への影響と波及効果の両面を確認しながら、観光管理を行っていく必要がある。

このような現状を踏まえて、今後は必要なデータの整理・蓄積を進めて、観光による住民生活への影響と波及効果を計る新たな指標を設定し、影響の抑制と波及効果の拡大に資する取組を計画的に推進していく。

2.3 計画の進捗管理及び見直し

本計画は世界自然遺産の推薦に伴って策定された「西表島行動計画」の下位計画と位置づけて、行動計画と同様に、毎年、取組の実施状況を確認しつつ、モニタリング結果に基づき各指標に関する基準値との関係等について定期的な点検を行い、必要な見直しと対策を講じる。

特に、今後、各基準値の算定根拠とした観光統計データの更新が行われることから、入域観光客数の実績や環境・住民生活への影響など各指標に関する最新の動向と様々な統計データの整理を踏まえて、令和3年度に指標と基準値の設定に関する見直しを行う。

3. 来訪者管理の指標と基準値の設定

< 年間入域観光客数 >

本計画の基準年を平成 30 年とし、過去 10 年間（東日本大震災による影響を大きく受けた平成 23 年のデータを特異年として除外）の年間入域観光客数の平均値を算出し、令和 3 年までの当面の年間入域観光客数の総量の基準値とともに、平均値と基準年である平成 30 年の入域観光客数との比較から、1 年毎の年間入域観光客数の変動量の基準値を以下のとおり設定する。

- 過去 10 年間のうち平成 23 年を除く 9 年間の年間入域観光客数の平均値は 332,255 人 33 万人 (A)
基準年である平成 30 年の入域観光客数は 301,414 人 (B)
上記の (A) と (B) の変化の割合は、 $((A) - (B)) / (B) = \text{約 } 0.1$ (1 割)

年間入域観光客数の総量の基準値 = 年間 33 万人

1 年毎の入域観光客数の変動量の基準値 = 1 割

基準となる変動量の最大範囲 = 年間 33 万人の上下 1 割 = 年間 30 万人～36 万人

【令和 2 年の年間入域観光客数の最大値】

基準年の 30 万人 × 1 割増 = 33 万人

【令和 3 年の年間入域観光客数の最大値】

令和 2 年最大 33 万人 × 1 割増 = 36.3 万人 ⇒ 36 万人 ≤ 最大範囲 36 万人

令和 4 以降の基準値は改めて再設定を行う

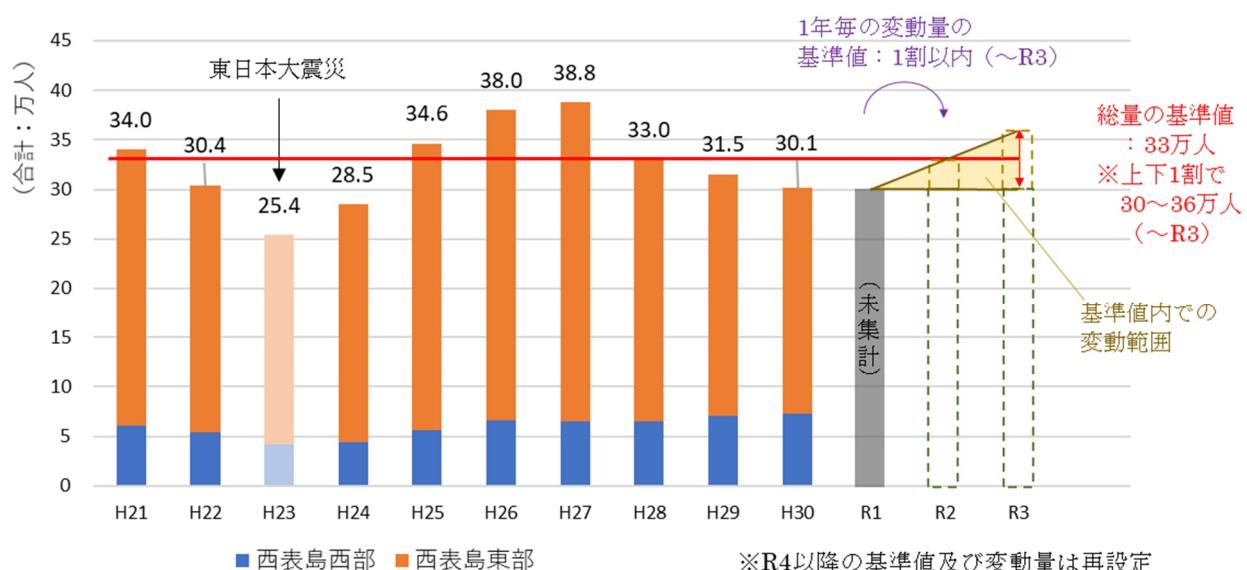


図 年間入域観光客数の総量及び 1 年毎の変動量に係る基準値のイメージ

< 1日あたりの入域観光客数 >

西表島の夏季などのハイシーズンにおいて、上水道の消費量が供給能力の限界に達する状態となることにより観光による住民生活への影響が発生している状況を踏まえて、上水道の供給容量を指標とし、入域観光客数の1日あたりの受入容量の基準値を以下のとおり設定する。

西表島を含む5島の水道供給の計画人口：5,630人（竹富町水道事業概要）(A)

A×関係5島に対する西表島1島の使用水量の比率 約55% ($380,437 \text{ m}^3 / 693,337 \text{ m}^3$ 平成30年度)^{注1)} = 約3,097人(B)

Bから西表島の人口2,476人（平成30年12月）を除いた余力の水道供給の計画人口：621人(C)

C×平成30年度入域者数で島民以外の入島者数に占める観光客の割合約79%^{注2)} = 観光客が利用できる水道供給量の計画人口の限界値：約491人(D)

Dは住民の1人当たり使用水量を想定した人数なので、これを観光客の使用水量の比率（住民の使用水量の約30%^{注3)}）で割り戻すと、受入可能な島内滞留客数は $491 / 0.30 = 1,636$ 人(E)

E×島内滞留客数に対する入域観光客数の比率約75%^{注4)} = 1日に受入可能な入域観光客数：1,227 1,230人

入域観光客数の1日あたりの受入容量の基準値 = 1,230人

注1) 平成30年度の水道使用量（メーター読み取り値）は、西表島：380,437m³、小浜島：245,644m³、黒島：55,732m³、鳩間島：8,950m³、新城島：2,574m³であり、上記5島の合計で693,337m³。このうち西表島の比率は約55%

注2) 2015年度に実施された竹富町入域観光統計のアンケート調査によれば、西表島（大原港・上原港）に向かう乗船客のうち住民を除く回答者は1,389人であり、そのうち観光客は1,093人であったことから、島民以外の入島者数に占める観光客の比率は $1,093 / 1,389 \times 100 = 79\%$

注3) 宿泊客の1人当たり使用水量は住民の85%程度、日帰り客は住民の15%程度とされている（竹富町特定環境保全公共下水道変更事業計画書を参照）。そして、西表島において、西表島訪問者の西表島における宿泊率は約22%である（竹富町入域観光統計調査を参照）。これらを踏まえると、前日からの宿泊滞在者を考慮しなければ、住民の使用水量に対する西表島の観光客の使用水量の比率は、 $(0.22 \times 0.85) + (0.78 \times 0.15) = 0.30$ （30%）

注4) 宿泊率22%、宿泊者の平均宿泊数1.55泊（竹富町入域観光統計調査を参照）より、入域観光客数に対する宿泊滞在者の割合は $0.22 \times 1.55 = 0.341$ （34.1%）となる。その日の入域観光客数の34.1%に当たる人数が前日以前から滞在していると仮定すると、島内滞留客数に対する入域観光客数の比率は $1 / (1 + 0.341) = 75\%$

なお、平成 30 年度の西表島への入域観光客数（実績推定値）において、基準値として定めた 1,230 人を超えていた日は 12 回あり、基準値を超えた人数の合計は 805 名であった。また、1 日の入域観光客数は最大 1,378 名（148 名超過）であった。

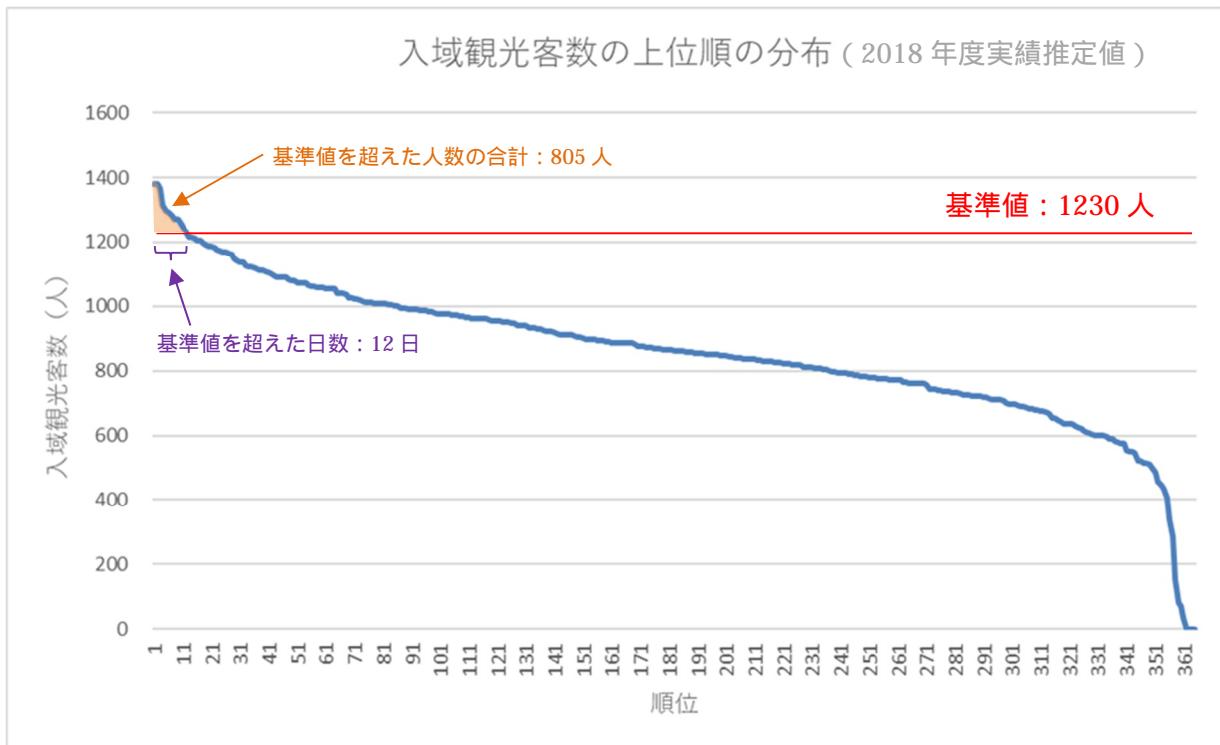


図 日別入域観光客数の上位順の分布（平成 30 年度実績推定値）

<宿泊率・平均宿泊数>

竹富町入域観光統計調査において5年ごとに実施されているアンケート調査の結果をもとに、宿泊率及び平均宿泊数を算出し、直近の数値との比較により観光形態の変化状況を把握する。

各指標の算出方法及び基準値となる直近に実施された平成27年度の調査による各指標の実績値は以下の通り。

宿泊率(A)：「西表島に宿泊した観光客」／「西表島を訪れた観光客」

平均宿泊数(宿泊者)(B)：「西表島に宿泊した観光客」の「西表島における宿泊数」の平均値

平均宿泊数(全体)：「西表島を訪れた観光客」の「西表島における宿泊数」の平均値
((A) × (B))

表 宿泊率・平均宿泊数に係る指標の実績値

項目	平成27年度
宿泊率	22%
平均宿泊数(宿泊者)	1.55泊
平均宿泊数(全体)	0.34泊

宿泊率の基準値 = 22%以上

平均宿泊数(宿泊者)の基準値 = 1.55泊以上

平均宿泊数(全体)の基準値 = 0.34泊以上

なお、竹富町が観光振興基本計画において設定している平均宿泊数の目標（上記の「平均宿泊数(全体)」に該当）は以下に示す通りであり、現状の竹富町全体における平均宿泊数0.68泊/人を、目標値1.0泊/人に向上させることを目指している。

数値目標2：平均宿泊数（延べ宿泊者数）

■現状

- ・観光客平均宿泊数：0.68泊/人（2015年）

■目標値

- ・観光客平均宿泊数：1.0泊/人（2022年）

観光客平均宿泊数は、一人当たり平均一泊未満である。国内及び海外の観光客の受け入れ体制を整備するとともに、これまでの石垣島を拠点とした周遊型観光から、島独自の美しい自然現象（朝日、夕日、星空等）や、伝統芸能の鑑賞・参加等を取り入れ、日帰り観光では体験することのできない宿泊を伴うプログラムを活用した、宿泊滞在型観光への転換を図ることで、滞在泊数の増加を目指す。

図 竹富町観光振興基本計画（平成30年3月）における平均宿泊数の目標設定

4 . 来訪者管理の基本方針

本計画の目標を達成するため、基本的考え方を踏まえて、5つの基本方針を設定する。

方針 1：西表島主導の来訪者管理体制の構築

来訪者の入域や島内での行動を適切に管理・誘導し、観光による環境や住民生活への影響を抑制する仕組みを作る。西表島として主導的に観光客の受け入れ方針や利用のルール等を設定し、島内だけでなく島外の事業者も協力してそれを守り取り組む体制を作っていく。

方針 2：西表島の自然を損なうことのない持続的な利用の実現

島内で行われる自然体験型の観光において、フィールド利用ルールや立入り制限の導入、ガイド事業者の免許制度や養成等を通じて、自然環境を劣化させない適正な利用を実現する。

方針 3：環境負荷の低減のための来訪者費用負担の導入

西表島では来訪者の理解と協力を得たうえで来訪者費用負担の考え方を導入し、観光に伴って増加する環境負荷に応じた負担金を来訪者から徴収する。そして、その資金を活用して必要な環境保全のための費用に充当していく。

方針 4：島の自然・生活・歴史文化に関する来訪者への積極的な情報発信

来訪者自身が西表島における環境や住民生活への影響を意識し、地域の歴史・文化を尊重できるように、西表島の特殊性や守り尊重すべき特有のルールやマナー、島民の思い等について普及啓発に取り組む。

方針 5：観光関連産業が地域社会や経済に貢献していく仕組みの構築

西表島の観光に関わる事業者の地域社会への貢献度を向上させ、広く島民に周知していくとともに、観光関連産業による経済効果が地域社会全体に波及する仕組みを構築することにより、観光によって島の暮らしを支えていく。

5. 主な取組

基本方針	取組・事業名	実施主体	事業・取組の概要	対象地	実施年度(予定)		
					2019	2020	2021
方針1 西表島主導の 来訪者管理体制の構築	モニタリング による順応的 来訪者管理	環境省 沖縄県 竹富町 船舶会社	<p>来訪者管理指標や環境・住民生活への影響のモニタリングを行い、その結果に基づいて観光客数の1日あたりの受入容量について定期的に見直しを行うとともに、年間入域観光客数または1日あたりの入域観光客数の指標が基準値を超えた場合には、後述の取組を強化する等の対策を速やかに講じる。</p> <p><来訪者管理指標のモニタリング></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間入域観光客数の把握 ・1日あたりの入域観光客数の把握 ・宿泊率・平均宿泊数の把握 <p><環境・住民生活への影響のモニタリング></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道供給量、廃棄物処理量等の把握 ・レンタカー・バス・タクシー・自家用車の島内保有台数の把握 ・島内の交通量・車両スピード等の把握 ・島内の遭難・事故発生件数の把握 ・定期船や駐車場の混雑状況の把握 ・観光客による島内医療機関の受診数の把握 ・地域部会等における住民生活への影響に係る意見聴取 ・利用に伴う自然環境への影響把握調査（方針2の取組として詳述） <p><観光による経済波及効果のモニタリング></p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光関連産業への従事者数・島内居住率等の把握 ・観光関連産業の納税額等の把握 	西表島全体	検討	実施	

基本方針	取組・事業名	実施主体	事業・取組の概要	対象地	実施年度(予定)		
					2019	2020	2021
方針1 西表島主導の 来訪者管理体制の構築	西表島への入域観光客数の急増の抑制及び来訪時期の分散・平準化	環境省 沖縄県 竹富町 船舶会社 関係団体	<p>観光による自然環境や住民生活への深刻な影響を回避するため、行政と関係団体が連携して、急激な観光客の増加の抑制及びピーク時期（夏期や大型連休（GW））の利用の分散・平準化に向け、下記のような取組を行う。</p> <p>取組の実施に当たっては関係機関の協力を得る必要があることから、実現に向けて調整を行い協定等を締結する。</p> <p><u><観光客数の抑制及び来訪時期の分散・平準化のための誘導の取組></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 混雑日を示すカレンダーや混雑する時間帯の情報を観光客に周知し、利用集中を避ける行動を促す。 利用施設や交通手段等について、時間帯指定を伴う事前予約制度や変動料金の設定等、利用の集中を避けるための手段や仕組みを導入する。 1日のコース行程の変更による利用が集中する時間の平準化を促す 旅行代理店、航空会社等への来訪者の誘導への協力要請・周知活動の強化 	西表島全体	検討	実施	
	適正な観光管理の中心となる組織の設立	環境省 竹富町 等	<p>西表島の環境保全のトータルコーディネイトを行い、適正な観光管理の中心となる組織として、将来的に下記の様な役割を担うことを想定した西表財団（仮称）を設立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光案内人条例に基づくガイドの免許制度の運用・人材養成等の事業の実施 エコツーリズム推進全体構想に基づく立入規制の運用・ルール徹底のための管理事業の実施 エコツーリズム推進全体構想に基づく推進協議会の恒常的な事務局運営の実施 利用者負担制度の導入に基づく入域料等の管理・制度の運用による保全事業の実施 利用影響及び保全事業成果等のモニタリングの実施 	西表島全体	検討		

基本方針	取組・事業名	実施主体	事業・取組の概要	対象地	実施年度（予定）		
					2019	2020	2021
方針1 西表島主導の 来訪者管理体制 の構築	観光に伴う環 境・住民生活へ の影響低減に 向けた必要な 施設の整備・管 理	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 船舶会社 関係団体	<p>観光客が西表島内で滞在・活動することによって生じる環境や住民生活への影響を低減するため、汚水や排せつ物の処理、希少動物の交通事故の防止、必要な施設の整備及び維持管理を行う。</p> <p><u>＜影響低減の取組＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・港や利用拠点におけるトイレ・駐車場等の整備と維持管理 ・イリオモテヤマネコをはじめとした野生動物の交通事故防止のための道路の草刈り ・定期船や港の駐車場の混雑緩和の強化に関する取組 ・1日あたりの入域観光客数を設定すること等により、地域住民の交通の便としての一定の利用を確保 ・ペットボトル削減等のごみの減量化 ・周辺管理地域における観光受入施設の整備 ・遭難・事故防止対策（注意喚起看板の設置、救助・連絡体制の構築等） 	西表島全体			
	滞在型観光の 推進	竹富町 関係団体	<p>西表島のことをよく理解し、ファンとなってくれるような、リピーターや宿泊滞在者を増やしていくため、戦略的な誘客やそのために必要なプログラムの充実、受入体制の整備等を行う。行政と民間の協力や、民間事業者等の自主的な取組もあわせて、西表島として来てほしい層の観光客を誘致し、滞在型観光を推進していく。</p> <p><u>＜滞在型観光推進の取組＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・西表島が持つ自然環境や伝統文化の魅力と価値を理解し、西表島のファンとなって魅力を発信してくれる層をターゲットとした誘客 ・体験滞在型の旅行商品（島学校等）の継続実施。 ・島独自の美しい自然現象（朝日、夕日、星空等）や伝統芸能の鑑賞・参加等を取り入れた宿泊を伴うプログラムの充実、及びそのための人材育成。 ・西表島の観光情報（宿泊施設、アクティビティ、飲食店等の情報）の発信力の強化 	西表島全体			

基本方針	取組・事業名	実施主体	事業・取組の概要	対象地	実施年度(予定)		
					2019	2020	2021
方針2 西表島の自然を損なうことのない持続的な利用の実現	西表島エコツーリズム推進全体構想の策定	竹富町 沖縄県 環境省 林野庁	<p>自然体験型の利用フィールドについて、自然環境への影響の少ない秩序ある利用を実現するため、下記のような適正利用のためのルールやコントロール手法を記載した西表島エコツーリズム推進全体構想(全体構想)を策定し国の認定を得ることで、強制力のある適正利用の仕組みを構築する。</p> <p><自然観光資源></p> <p>西表島の中で自然体験型利用に供するフィールドを自然観光資源として指定し、一般的な利用ルール及び各フィールドで守るべきルールとして、利用可能な区域の制限や1事業者/1ガイドが案内できる人数等を全体構想に記載する。その遵守義務を後述の竹富町観光案内人条例に規定することによって、ルールの実効性を担保する。</p> <p><特定自然観光資源></p> <p>特に利用が集中しているフィールド等については、全体構想の中で特定自然観光資源に指定することで、エコツーリズム推進法に基づく強制力の担保を伴う行為規制や立入り制限を設ける。立入りを行うものには事前の申請を義務付け、竹富町から免許を受けたガイドの同行の下で実施させる仕組みを構築する。</p> <p><利用ルール・立入制限の仕組みの周知></p> <p>西表島エコツーリズム推進協議会のHP等を整備し、全体構想に基づく利用ルールの設定、立入制限の仕組み、観光案内人条例に基づく免許制の導入等について、利用者に広く周知していく。</p>	西表島の自然体験型の利用フィールド 特定自然観光資源は当面はヒナイ川と西田川を想定		検討	実施

基本方針	取組・事業名	実施主体	事業・取組の概要	対象地	実施年度(予定)		
					2019	2020	2021
方針2 西表島の自然 を損なうこと のない持続的 な利用の実現	竹富町観光案 内人条例の制 定、施行	竹富町	<p>西表島の陸域（河川域・海岸域を含む）で自然資源を利活用して観光ガイド事業を行おうとする者について、事業を行う条件として竹富町へ申請し町長の免許を受けること等を定めた竹富町観光案内人条例（及び同条例施行規則）を制定し、施行する。免許の要件として、下記の事項などを規定する。</p> <p><竹富町観光案内人条例の規定（抜粋）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・【免許申請に必要な要件】西表島での事業実績、救急救命講習の受講証明、西表島内の公民館の所属証明（又は地域振興等の実績の疎明）、規則に定められた講習・研修等の受講 等 ・【観光案内人の遵守事項・義務等】利用者への利用に関する注意事項の説明、免許の携帯と提示、自然環境の破壊等の報告 等 ・【指導、勧告等】違反した者への指導・勧告、命令と公表措置 ・【行政処分】観光案内人が本条例もしくは関係法令に違反した場合などに、一定期間の業務停止を命じることや免許の取り消しが可能 	竹富町全体	検討	実施	継続
	利用に伴う自 然環境への影 響把握調査	環境省 関係団体	<p>推薦地、緩衝地帯等で自然体験型の利用が行われているフィールドにおいて、利用に伴う自然環境への影響のモニタリング調査を実施する。</p> <p>具体的には、2019年度から、利用ルート沿いにおける植生等の影響モニタリング調査、影響が懸念される箇所等における定点モニタリング（歩道の広がりの把握、定点撮影等）を実施し、遺産登録前のフィールドの状況を把握を行う。</p> <p>以後、利用に伴う自然環境への影響把握調査を定期的に継続実施し、自然環境の劣化が生じつつある場合には的確な対応策を実施できるようになる。</p> <p>上記のような西表島における利用影響モニタリング調査の実施方法等についてとりまとめたモニタリング実施計画を策定する。</p>	西表島の自 然体験型利 用フィール ド		実施	継続

基本方針	取組・事業名	実施主体	事業・取組の概要	対象地	実施年度(予定)		
					2019	2020	2021
方針3 環境負荷の低減のための来訪者費用負担の導入	利用者負担(入域料)の導入	環境省 竹富町	<p>自然環境の保全や基盤施設の維持管理などに活用するための費用を観光客から「入域料」として徴収する仕組みを構築する。2020年度にかけて検討を行い、2021年度以降、本結果を踏まえた具体的な取組を進める。</p> <p>入域料の収入は別途立ち上げを予定している西表財団(仮称)において透明性を確保したうえで管理・運用し、自然環境の保全に係る取組や調査、環境負荷を低減するための基盤施設の維持管理等に活用することを想定する。</p> <p>具体的な使い道、入域料の金額、收受方法(場所・手段)、制度的位置づけ(強制か任意か)等については有識者や地元住民等の意見を踏まえつつ検討を行う。</p>	未定			検討
方針4 島の自然・生活・歴史文化に関する来訪者への積極的な情報発信	西表島内における観光のルール、マナーの普及啓発	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 船舶会社 関係団体	<p>西表島を訪れる観光客が、自然環境への影響低減や地域社会や住民生活への適切な配慮が行われるようにするために必要な普及啓発を行う。</p> <p>内容としては、西表島が地理的・社会的条件や自然環境において独自の状況を有する特別な島であることや、それを背景とした島内の生活様式や自然と深く結びついた文化について知ってもらい、島内において守り尊重すべきルールやマナーを理解してもらえるように観光客に対して適切な情報提供を行う。</p> <p><u><普及啓発の取組></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・西表島の観光の入口となる各種交通手段や拠点施設、宿や飲食店等における「西表島マナーブック」をはじめとしたパンフレット等の配布及び観光客への声掛け ・行政機関のウェブサイトや新たに作成を予定している西表島の観光利用に関する案内を行うウェブサイトへの掲載 ・港や道路における交通安全運動の実施やヤマネコ事故件数の周知 ・個人のセルフ利用者や昆虫採集等を行う人等へ周知・注意喚起 ・住民への情報共有の促進、多言語の用語集等による受入体制の強化 	西表島全体			実施

基本方針	取組・事業名	実施主体	事業・取組の概要	対象地	実施年度（予定）		
					2019	2020	2021
方針4 島の自然・生活・歴史文化に関する来訪者への積極的な情報発信	遺産価値や利用ルールの普及を担う施設整備	環境省 沖縄県 竹富町	野生生物保護の拠点となる西表野生生物保護センターの大規模改修を実施し、交通事故防止の啓発展示や、バックヤードツアーなどを行い、イリオモテヤマネコなどの野生動物の保護と適正な観光利用を促進する。 また、利用者へのルール周知やフィールド管理活動の拠点、遺産価値の普及啓発等の機能を持った世界遺産センター等の新たな拠点施設の必要性についても検討する。	西表島全体	検討	実施	
方針5 観光関連産業が地域社会や経済に貢献していく仕組みの構築	観光関連事業者と協働した地域貢献活動の推進	環境省 沖縄県 竹富町 関係団体	西表島等の観光ガイド事業者や宿泊業・運輸業などの観光関連事業者、沖縄県内での環境保全・地域振興を目的として発足した世界自然遺産推進共同企業体の参加企業等と協働して、地域貢献の推進を行う。 <u><地域貢献の取組></u> ・ガイド事業者による地元の子供向けの自然体験活動の実施 ・地域の自然や文化と関連した寄付付き商品・ツアーの販売 ・飲食メニュー、土産物への島内産品の積極的活用 ・観光による地域の社会経済への波及効果に関する発信 ・世界自然遺産登録による自然環境保全・地域社会の発展への寄与に関する地域住民への普及啓発	西表島全体		検討	実施